

内部監査の実務

08年7月9日 二瓶 豊

コンテンツ

- 内部監査とは何か

- 【1】内部監査の目的と役割

- 【2】監査と検査

- 他の監査との関係～三様監査

- 【1】財務諸表監査(会計監査人監査)

- 【2】監査役監査

- 【3】内部統制監査

- 監査手順と監査手続

- 【1】意味の違い

- 【2】監査手順

- 【3】監査手続

- リスクアプローチ

- 【1】リスクとは

- 【2】リスクアプローチ監査

- 監査の限界

- 【1】監査の特性

- 【2】内部監査人としてのスキル



内部監査とは何か

【1】内部監査の目的と役割

内部監査は、公認会計士監査や監査役監査と異なり、**企業が任意で行う監査**です。したがって、そもそも内部監査を実施するかどうか、どのような内部監査を実施するかは、企業の判断に任されているのです。このため、内部監査の目的も公認会計士監査や監査役監査とは異なってくるものとなります。

IIA(内部監査人協会)では、下記のように定義しています。

「内部監査は、組織体の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして、客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。」

内部監査の目的 = 組織体の目標の達成

⇒ 保証と助言という2つの目的

保証 : 企業のリスクマネジメントシステムが適切に構築・維持されていることを経営者に対して保証

助言 : リスクマネジメントシステムを改善していくためのコンサルティング



内部監査とは何か

【2】監査と検査

「監査」の一般的なイメージは「検査」になっているように思います。監査に携わる皆さんは、「監査」と「検査」の違いをしっかりと認識して、内部監査の目的を達成するという大きな視点で業務を進めて頂きたいと思います。

<検査>

社内規程やマニュアルに則って業務が処理されているかをチェックする。例えば、担当者が起票した金額や勘定科目等の情報が、定められた責任者の承認を経て、正確に情報システムに入力されているかどうかをチェックする。

⇒ 適正性のチェック

<監査>

業務を適切に運用するための仕組み(マネジメントシステム)が整備され、それが有効に運用されているかどうかをチェックする。

したがって、適正性だけでなく、仕組みが企業の目的達成にとって有効なのか、業務を効率的にしているのか、という視点からもチェックする。

⇒ 有効性・効率性のチェック



他の監査との関係

【1】財務諸表監査

財務諸表監査とは、会計監査人が行う会計監査のことです。財務諸表監査では、①財務諸表が適正に作成していることを監査し、②監査の結果を意見として表明します(監査証明として外部に公表されます)。そして③投資者がその監査済みの財務諸表に基づいて投資判断を行います。

「目的」＝ 投資者保護

＜他の違いは＞

- 財務諸表監査は「独立した第三者」が実施する
⇒ 内部監査は、「会社の従業員」が実施する。
- 財務諸表監査は、「重要な虚偽の表示」が含まれていないことを確かめていくので、
金額的、質的に重要でない部分はリスクアプローチの観点から対象とならない可能性もある
⇒ 内部監査は、金額的、質的重要性の観点ではなく、たとえば不正防止の観点から伝票1枚をチェックしたり、リスクマネジメントの観点から管理者の承認印の有無のチェックなど、細かい部分も当然に対象となる。

他の監査との関係

【2】監査役監査

監査役は、会社法で定められている機関であり、取締役の職務の執行を監査するのが目的です。

「目的」＝ 株主・利害関係者保護

監査役の義務(権利)として

- 取締役への報告義務
⇒ 他の取締役の不正の行為を報告
- 取締役会への出席、意見を述べる義務
⇒ 会社の意思決定機関に出席できます
- 株主総会に対する報告義務
⇒ 取締役が作成した議案・書類等について調査し、不正等があれば報告します
- 取締役の行為差し止め
⇒ 法令、定款に違反する行為を事前に差し止めることができます

会社法で定められた「法定監査」



他の監査との関係

【3】内部統制監査

金融商品取引法の制定により、内部統制報告制度が2008年4月1日以降開始する事業年度から実施されます。また、会計監査人による内部統制監査制度も同時に実施されます。

内部統制は企業の業務すべてに関わってくるものですが、ここで監査の対象となっているのは「財務報告に係る内部統制」についてです。したがって、

「目的」 ＝ 投資者保護

一方で、
内部監査は、内部統制の基本的要素の一つである「**モニタリング(監視活動)**」の役割があります！

内部統制と内部監査、イメージが近いかもしれませんが、内部統制は経営者が構築します。そして、その内部統制の有効性、効率性をチェックするのが内部監査人です。

したがって、内部統制が注目されている今、同時に内部監査も注目されているのです。
内部統制を構築するのは経営者ですが、それをチェック、評価、改善指導(フィードバック)するのは内部監査人だからです。



監査手順と監査手続

【1】意味の違い

監査手順と監査手続は、似ていますが異なる意味を持っています。

<監査手順>

①監査計画 ⇒ ②予備調査 ⇒ ③本調査 ⇒ ④評価・報告 ⇒ ⑤フォローアップ
という一連の流れのことを言います。また、フォローアップまでの流れを監査計画にて策定しますので、広義の意味で監査計画≒監査手順ともいえるでしょう。

<監査手続>

監査手続は、「監査技法(手段)」を意味します。「質問」、「実査」、「突合」、「分析的手続」、「確認」、「視察」等があります。監査手続は、会計監査人監査の手続きに影響されているので、手続きの注意点などの詳細を記載している「監査基準委員会報告書」を参照するといいいでしょう。

Ex.

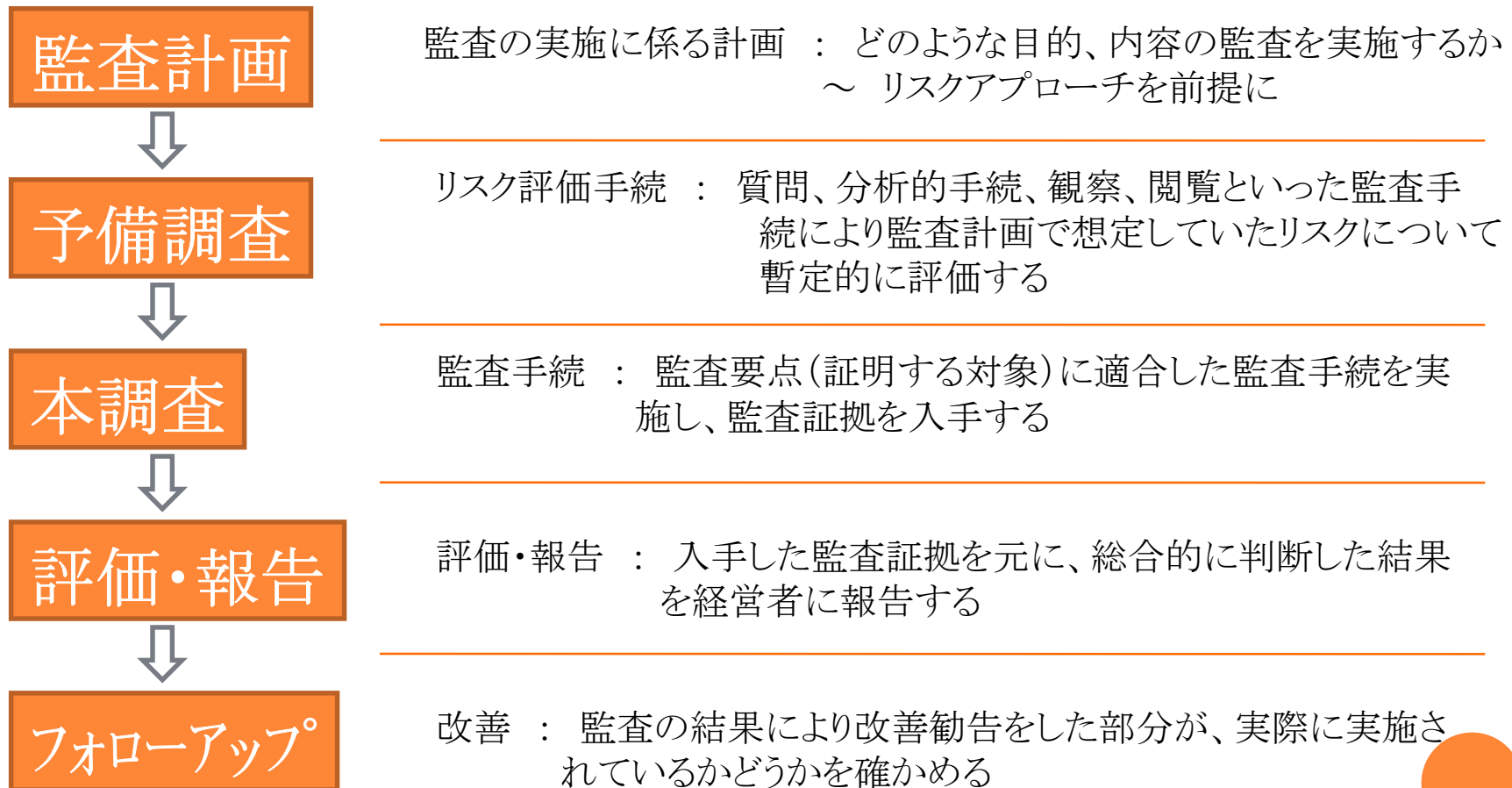
監査基準委員会報告書第1号 : 分析的手続

同 19号 : 確認



監査手順と監査手続

【2】監査手順



監査手順と監査手続

【3】監査手続

監査目的

「販売業務が適切に行われているかどうかを評価する」



監査目的を直接評価することは難しいので、個別に評価できる「監査要点」までブレイクダウンをして、監査手続を適用していきます。

監査要点

- ・ 販売時における顧客対応はマニュアルやルールに則っているか
- ・ 適正な在庫を維持し、販売機会を喪失していないか、過大在庫になっていないか
- ・ 売上、売掛金の計上は正確に行われているか 等



評価

監査要点ごとに監査証拠を入手し、総合的に判断して監査目的を評価する

監査手続を適用する際には、監査の目的に適合していること(有効性)に気をつけなければなりません！

「販売業務がマニュアルに従って行われているかどうかを評価する」というのが監査目的の場合、マニュアルへの準拠性が監査要点となり、マニュアルにない事項についての監査は意味がありません。一方、「販売業務が適切に行われているかどうかを評価する」というのが監査目的であれば、マニュアルにない事項も、監査手続きの対象とすべきです。

リスクアプローチ

【1】リスクとは

「リスク」とは、直訳すれば「危険」、「不確実性」を意味します。しかし内部監査における「リスク」は、**企業目的を阻害するもの**として捉えることができます。

したがって、財務諸表の適正性を監査する会計監査人監査にとってのリスクは「**重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を表明するリスク**」と種類が限定されるのに対して、内部監査人にとってのリスクは様々なリスクが対象となり、内部監査人はそれぞれのリスクを十分に理解する必要があります。

不正リスク : 従業員による資産の流用や経営者による粉飾

災害リスク : 地震等の自然災害や、テロ等の人的な災害

事業リスク : そもそも事業が失敗するリスク

財務リスク : 財務諸表を誤るリスク、資金繰りが悪化するリスク

市場リスク : 市場価格の変動リスクや監督官庁による市場規制によるリスク

コンプライアンスリスク : 経営者・従業員が法令に反するリスク



リスクアプローチ

【2】リスクアプローチ監査

リスクアプローチ監査とは、リスクが高い部分に監査資源を投入して、効率的に監査を実施する手法です。監査手順で説明した、「監査計画 ⇒ **予備調査** ⇒ 本調査」の予備調査の部分がリスクアプローチの考え方をよく表しています。

つまり、監査計画の段階でも、**限られた監査資源**(内部監査人の人数、時間、予算)を前提として、効率的な監査を計画します。このときもリスクの大きいところを重点的に監査するように計画を策定します。

しかし、いきなり本調査に入るのではなく、予備調査として**リスクの評価**を行い、監査計画のタイミングで想定したリスクと相違ないかどうか、大きく乖離しているならば監査計画の見直しが必要になります。

このように、すべてを監査することは物理的にも難しいので、リスクアプローチの手法を採用して、効率的にかつ有効に監査が実施できるのです。



監査の限界

【1】監査の特性

リスクアプローチにより効率的になりましたが、同時に監査の限界も生み出すことになりました。

＜保証は絶対ではない＞

リスクアプローチを採用しており、すべてのプロセスについて監査を実施しているわけではありません。したがって、監査の結果としての保証は絶対的なものではなく合理的な水準となります。

＜サンプリングによる試査＞

監査の手法としても、すべての項目をチェックしているのではなく、サンプリングにより一部の項目を抜き出し、その評価結果をもって、母集団全体の評価とするという手法を採用している。(もちろん、項目が少なければすべてをチェックする精査を実施することもあります)

＜従業員としての立場＞

内部監査は任意監査であり、内部監査人は企業の従業員です。したがって、厳密な意味での独立性を確保することは難しく、ここに組織としての限界があります。今後は、内部監査人が専門職としての地位を築いていくことを期待しています。

＜保証と助言＞

独立性という観点からみると、保証業務と助言業務は微妙な関係にあります。つまり、助言によって改善した業務を保証していく。このとき、当初の助言が誤っていたら、その後の評価を正しく実施できるでしょうか？

監査の限界

【2】内部監査人のスキルアップ

監査の限界がある中で、やるべきことは**内部監査人のスキルアップ**です！経営者による理解も当然必要ですが。。。内部監査の付加価値を高めることが、今後、内部監査が社会に浸透していく条件となっていくと思います。

<倫理観>

圧力や誘惑に屈することなく、自己の信念に基づいて、適切な判断ができること

<実務経験>

様々な業務プロセスを評価していく上で、一通りの業務の感覚が必要

<業務知識>

監査対象の業務はもちろんのこと、一般的な知識を兼ねそろえることで、自分の会社は他と比較して効率的なのか、改善できることがないのかを客観的に判断できること

<リスクマネジメント、内部統制の知識>

内部監査を実施する者として、当然に必要な知識です

CIA試験は、内部監査人としての知識を網羅した試験範囲となっています。資格を取得することだけが目的ではなく、業務に活かすことが最大の目的です。是非、試験を通して知識を身につけ、業務に役立てて頂きたいと思います！

